

平成29年下期奈良県総合医療センターの給食用賄材材料品（精白米）の購入について次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

平成29年9月22日

地方独立行政法人奈良県立病院機構
奈良県総合医療センター 院長 菊池 英亮

第1 競争入札に付する調達の内容

1. 入札物件

平成29年度下期給食用精白米

2. 入札物件の数量及び特質

仕様書のとおりとします。（別紙仕様書参照）

3. 契約期間

平成29年11月1日から平成30年4月30日までの6ヶ月間

4. 納入場所

奈良市平松1丁目30番1号 奈良県総合医療センター 栄養管理部

5. 入札方法

入札は精白米10kg当たりの価格で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額とします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる1から11までに該当する者が、この入札に参加することができます。

1. 地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規程第4条の規定に該当しない者であること。
2. 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続き開始の申し立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件（以下「旧更正事件」といいます。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。）第30条の規定による更生手続き開始の申し立てを含みます。）をしていない者又は申し立てをなされていない者であること。
ただし、同法に基づく更生手続きの開始の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更生手続き開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続き開始の申し立てをしなかった者又は申し立てをされなかったものとみなします。

3. 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条の規定による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申し立てをしていない者であること。
4. 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条に規定する再生手続き開始の申し立てをしていない者又は申し立てをされていない者であること。

ただし、同法に基づく再生手続き開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続き開始の申し立てをしなかった者又は申し立てがされなかったものとみなします。
5. 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中でない者であること。
6. 県内に主たる事務所の所在地を有し、農林水産大臣に米穀の販売の事業の届け出をし且つ3年以上の営業実績を有する者。
7. 県内の公的病院または当該病院と同等規模以上の病院との販売実績があること。
8. 指定の期日に指定の場所へ指定の数量を納入できる能力があること。
9. 県税の納税義務が履行されていること。
10. 消費税及び地方消費税の納税義務が履行されていること。
11. 次のいずれにも該当しないと認められるとき。
 - 一 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - 二 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
 - 三 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
 - 四 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
 - 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

第3 入札手続き等

1. 競争入札参加資格確認申請書の提出（別紙申請書参照）
（使用印鑑届）
（誓約書）

添付書類

- ① 所轄市町村の発行する事業証明書。
- ② 近畿農政局の「米穀の出荷又は販売の事業の届出状況確認書」
- ③ 奈良県の県税事務所長が発行する県税に滞納がない証明書。(発行後3ヶ月以内のもの)
- ④ 税務署が発行する、消費税及び地方消費税について未納額のない納税証明書(発行後3ヶ月以内のもの)

この物件の入札に参加しようとする者は、第2に係る資格審査のため、別紙様式に示す競争入札参加資格確認申請書及び添付書類を提出し、競争入札の参加資格があることの確認を受けなければなりません。

なお、期限までに競争入札参加資格確認申請書及び添付書類を提出しない者又は競争入札の参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができません。

- (1) 提出期日 平成29年10月6日(金) 午後5時まで
- (2) 提出場所 奈良県総合医療センター 栄養管理部事務室
奈良市平松1丁目30番1号
TEL 0742-46-6024
FAX 0742-46-6024
- (3) 提出方法 持参
- (4) 提出部数 各1部
- (5) 参加資格通知 参加資格を認められた者には平成29年10月11日(水)に通知書を送付します。

※奈良県総合医療センターにおいて平成28年度給食用賄材料品の納入業者登録している者、あるいは平成28年度給食用精白米の一般競争入札参加資格をすでに有している者については当該申請書及び添付書類を提出する必要はありません。

2. 入開札の日時及び場所

- (1) 日時 平成29年10月18日(水)午前11時
- (2) 場所 奈良県総合医療センター 中A会議室
- (3) その他 入札参加にあつては、「入札参加資格通知書」を持参してください。
* 郵便入札は不可

第4. その他

1. 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

2. 入札保証金

免除します。

ただし、落札者が契約を締結しない場合には、地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規程第18条の第2項に定めるところにより、入札金額の100分の5に相当する額を損害賠償金として納付しなければなりません。

3. 契約保証金

地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規程第27条に定めるところによります。

4. 入札者に要求される事項

- (1) 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。
- (2) 入札は入札者（代理人を含む）による直接投函により行います。
- (3) 代理人をもって入札する場合は、委任状を入札前に提出してください。
- (4) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

5. 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規程第8条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

6. 契約書作成の要否

要します。

7. 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲以内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。